

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和7年1月17日 20時45分ごろ
発生場所	大分県 ^{まいき} 佐伯市佐伯港 佐伯港本港北防波堤灯台から真方位031° 2m付近 （概位 北緯32° 58.8′ 東経131° 54.4′）
事故の概要	海上タクシー ^{あらよし} 第十八荒吉丸は、南西進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和7年2月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	海上タクシー 第十八荒吉丸、19トン（長さ11.98m）
船舶番号、船舶所有者等	294-8264大分、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長、見習いの船長）
損傷	本船 船首部先端の左舷側に亀裂及び破口 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：20時49分ごろ（月齢：17.6）
事故の経過	本船は、コミュニティ協議会が前運航者から本船を譲り受けて海上タクシー事業を引き継ぎ、令和7年1月5日から、夜間、旅客の需要があるときのみに佐伯港^{かずら}葛地区と同港石間^{いしま}地区間（片道約7分）を1日3往復程度運航されていた。 本船は、船長が1人で乗り組み、見習いの船長として1人が同乗し、佐伯港石間地区で旅客5人を下船させた後、帰港の目的で、佐伯港葛地区に向かった。 船長は、操舵室中央の舵輪の前で手動操舵により操船に当たり、針路を佐伯港本港北防波堤灯台（群閃赤光、毎7秒に2閃光、灯高11m、以下「本港北灯台」という。）と佐伯港中防波堤西灯台との間の港口に向け、約5～7ノットの対地速力で本船を西進させた。 船長は、本船にはレーダー及びGPSプロッターが設置されていなかったが、約35年の漁師経験があり、佐伯港への入出港操船には慣れていたもので、夜間でも不安を感じることはなかった。 船長は、港口の両灯台を見ながら操船を続け、港口から佐伯港葛地区のフェリー及び市営定期船の岸壁の明かりが見えてきたので、港口に向けて本船を左転させ始めた。 船長は、その後、ふだんと同様に港口からの出港船がいると危険なので、針路を本港北灯台寄りに向け、本船を南西進させた。

船長は、本港北灯台を右舷船首方に見ながら、目視により自船の進路及び位置を確認しながら操船を続けていたところ、足下に物が落ちる音を聞いたので、舵輪から手を離し、左舷側を向いて^{かが}屈んだ体勢で落ちた物を探し始めた。

船長は、落ちた物が見当たらなかったため、探すことを諦めて体を起こしたが、その際、体と舵輪が近かったため、上着の袖が舵輪に触れて右舵が取られた状態となったが、気付いていなかった。

船長は、視線を正面に向けたところ、本港北灯台が見当たらなかったため、自船の進路及び位置が分からなくなって不安を感じた。

船長は、突然、至近に佐伯港本港北防波堤（以下「本港北防波堤」という。）を認め、衝突の危険を感じたものの、パニック状態となって、どうすることもできず、本船の船首部が本港北防波堤に衝突するのを認めた。

（図 1 参照）

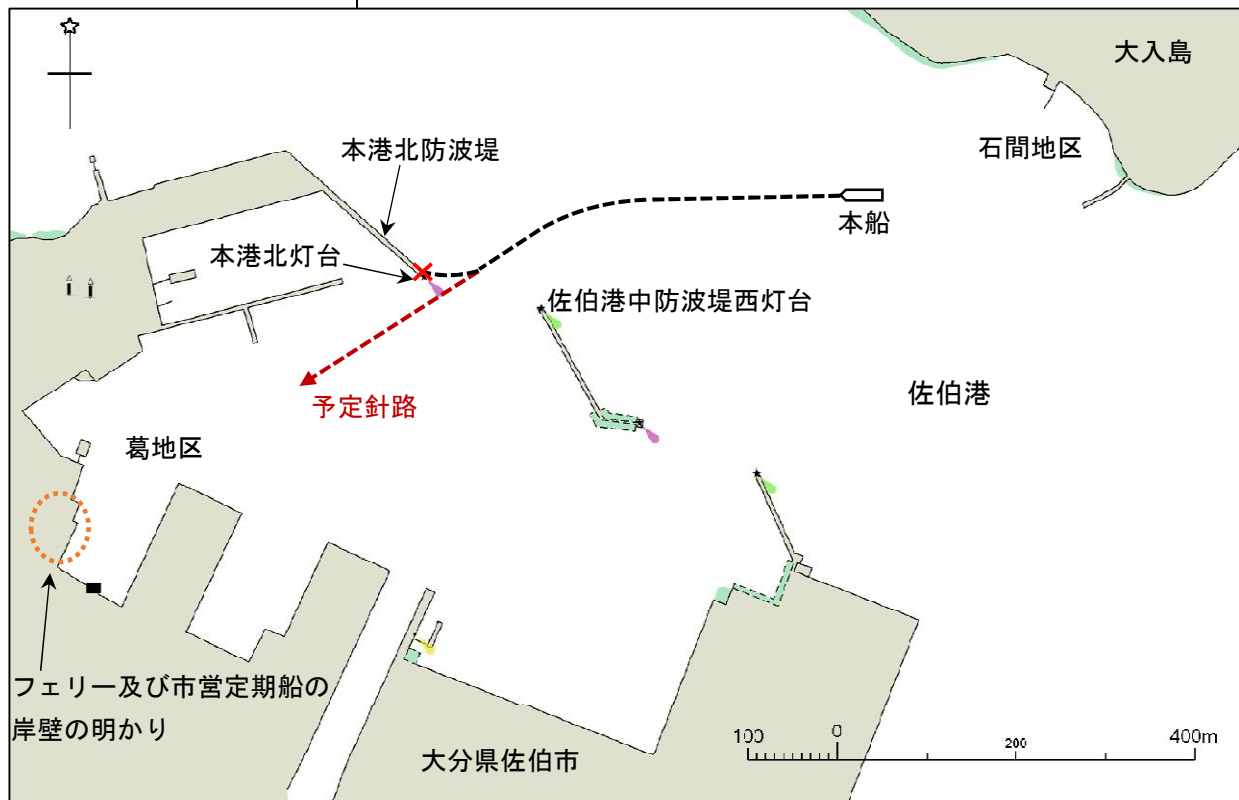


図 1 事故発生経過概略図

船長は、主機を中立運転とした後、自力航行が可能であったので、操船して佐伯港葛地区に入港した。

見習いの船長は、本事故発生直後にコミュニティ協議会の担当者や知人に本事故の発生を連絡した。

船長及び見習いの船長は、連絡を受けて駆けつけた知人の自家用車で病院に搬送され、船長が左前額部打撲傷及び左頬筋筋挫傷等と診断され、見習いの船長が左前額及び^{ほお}上眼瞼挫創と診断された。

	コミュニティ協議会の担当者は、負傷者の対応に追われ、負傷者の治療を終えたのが深夜であったので、１８日１０時ごろ本事故の発生を海上保安庁に通報した。
分析	本船は、佐伯港を手動操舵で南西進中、船長が、足下に落ちた物が気に掛かり、前を見ずに屈んだ体勢で足下に落ちた物を探し始めて継続的に自船の進路及び位置を確認していなかったことから、本港北灯台を見失ったことで自船の進路及び位置が分からなくなり、右転しながら本港北防波堤に接近していることに気付かず、本港北防波堤に衝突したものと考えられる。 船長は、屈んだ体勢で足下に落ちた物を探し始めた後、体を起こす際、体と舵輪との距離が近く、上着の袖が舵輪に触れたことから、右舵が取られたものと考えられる。 船長は、本港北灯台を右舷船首方に見るように本船を南西進させていたが、本港北灯台を見失い、自船の進路及び位置が分からなくなったことから、右転しながら本港北防波堤に接近していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、佐伯港を手動操舵で南西進中、船長が、足下に落ちた物が気に掛かり、継続的に自船の進路及び位置を確認していなかったため、本港北灯台を見失ったことで自船の進路及び位置が分からなくなり、右転しながら本港北防波堤に接近していることに気付かず、本港北防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、夜間、港内を航行中、周囲の見張りを怠ることなく、灯台等に注意して自船の進路及び位置を確認すること。 ・ 船長は、航行中、衝突により自船等に損傷を生じた場合、必要な安全措置を講じるとともに、速やかに海上保安庁に通報すること。